

平成 26 年 9 月 19 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3 号機 M O X 燃料使用差止訴訟第 13 回口頭弁論、
玄海原子力発電所運転差止訴訟第 10 回口頭弁論及び
玄海原子力発電所 2、3 号機再稼働差止仮処分第 14 回審尋について

当社は、本日、以下のとおり佐賀地方裁判所において、訴訟対応を行っております。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解をいただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

- 1 玄海原子力発電所 3 号機 M O X 燃料使用差止訴訟：第13回口頭弁論
玄海原子力発電所 3 号機で実施しているプルサーマルで用いる M O X 燃料の使用差止を求めて、平成22年 8 月 9 日に提訴されたものです。
当社は、M O X 燃料の使用に関し、安全性を確保しており、原告の請求の棄却を求めております。
今回、当社は、別紙のとおり、M O X 燃料の安全性について、これまでの主張をとりまとめた書面を提出しました。
本件は、今回の口頭弁論をもって結審し、後日、判決が言い渡されます。
- 2 玄海原子力発電所運転差止訴訟：第10回口頭弁論
玄海原子力発電所 1 ~ 4 号機の運転の差止を求めて、平成23年12月27日及び平成24年 1 月28日に提訴されたものです。
当社は、原告が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、原告の請求の棄却を求めております。
- 3 玄海原子力発電所 2、3 号機再稼働差止仮処分：第14回審尋
玄海原子力発電所 2、3 号機の再稼働の差止を求めて、平成23年 7 月 7 日に仮処分申立がなされたものです。
当社は、債権者が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、債権者の申立の却下を求めております。

以 上